

千葉県発熱相談医療機関指定要綱

1 趣旨

この要綱は、発熱患者等が地域で適切に相談を受けられる体制を整備することを目的として、発熱患者等が電話等で相談を行い、看護職員等が適切な医療機関を案内するとともに、家庭内での感染対策や受診にあたっての留意事項などの指導を行える相談体制を整備した医療機関である発熱相談医療機関の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

なお、本要綱により千葉県（以下「県」という。）から指定を受けた発熱相談医療機関は、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき、都道府県から、「相談体制を整備した医療機関」として指定された医療機関とする。

2 発熱相談医療機関の指定を受けるための要件

(1) 医療機関要件

下記のいずれかに該当すること。

- ・ 発熱外来の指定を受けている。
- ・ 発熱外来の指定を受ける見込みである。
- ・ 新型コロナウイルス感染症重点医療機関の指定を受けている。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る病床確保依頼を受けている。
- ・ 新型コロナウイルス感染症協力医療機関の指定を受けている。

(2) 施設要件

対応時間に想定される患者からの相談に対応できる体制を確保していること。

(3) 住民への周知に関する要件

県が、医療機関名、相談を受け付ける電話番号、相談対応時間等を、自治体のホームページや機関紙等に掲示する等により、広く住民に周知することにつき承諾すること。

(4) 機能要件

ア 患者からの相談があった際に、適切な医療機関を速やかに案内できるよう、その地域の発熱外来や検査センターとその対応時間等を、把握しておくこと。

イ 患者からの相談に対しては、看護職員等が患者の症状や経過、感染者との接触歴（海外渡航歴等も含めて）、既往歴や持病の有無、かかりつけ医の有無等を聞き取った上で、適切な医療機関と適切な受診タイミングを案内するとともに、家庭内での感染対策や受診に当たっての留意事項などの指導を行える体制を整備していること。その際、自院を案内する場合には、受診時間等を調整すること、他院を案内する場合には、事前に電話した上で受診するよう伝えること。

3 発熱相談医療機関の指定方法

発熱相談医療機関の指定を希望する医療機関の管理者（代理の者）は、発熱相談体制について、県が指定する様式を用いて県に提出すること。

県は、提出のあった発熱相談体制及び必要に応じて行うヒヤリングを通じて当該医療機関の情報を収集し、本要綱と照らし合わせて、発熱相談医療機関として適当であると認められる場合に指定を行い、書面で通知する。

4 発熱相談体制の変更について

発熱相談医療機関の管理者（代理の者）は、提出した発熱相談体制に変更が生じた場合は、速やかに県に報告すること。

5 指定の解除について

県は、医療機関が発熱相談医療機関の指定要件を満たさなくなった場合は、発熱相談医療機関の指定を解除することができるものとする。

附則

この指定要綱は、令和2年10月9日から施行する。

附則

- 1 この指定要綱は、令和3年3月31日から施行する。
- 2 この指定要綱の施行日の時点で、改正前の指定要綱に基づき発熱相談医療機関の指定を受けている医療機関については、令和4年3月末日までの間に限り、発熱相談医療機関として指定を受けているものとみなす。